

(第十一部)

第七回 参議院通商産業委員会會議録第二十号

(四九七)

昭和二十五年四月二十日(木曜日)午後二時十七分開会

委員の異動

四月十七日委員田中利勝君辭任につき、その補欠として吉田法晴君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○証人喚問に関する件

○火災類取締法案(内閣提出、衆議院送付)

○鉱工品貿易公団の不正事件に関する件

○委員長(高橋啓吉) それでは開会いたします。

四月十二日に証人の出頭を求めておりましたところ、証人の都合で出頭不可能との通知に接しましたので、改めて四月二十二日十時より中小企業振興に関する調査に關連して、ラングレンにおける農機具展示会に關係された方の中から、団長の伊藤良平、池田信一郎、奈良自由造の三君を委員会に出頭して頂くよう手配いたしましたと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(高橋啓吉) 御異議ないものと認め、さよう取計いたします。

○委員長(高橋啓吉) 次に火災類取締法案の質疑に入ります。速記を中止いたします。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

○委員長(高橋啓吉) 速記を始めて。

ます。この一と二の合計は九千九百八十六万一千三百三十一円四十七銭でございますが、その金額のうち、現在まで回収いたしました金額が二千二百二十九万五千四百三十三円一銭でございますので、差引現在までに判明いたしましたおります直接被害金額は七千八百五十七万七千八百八十四円四十六銭でございます。

次に手口を申し上げますと、早稲、佐竹、川村等は共謀の上、公団の物資拂下代金等を巧みに流用いたしましたので、相手方商社に対しましては領收証書を偽造する等によりまして、一時いわゆる浮貸に流用しておつた、鉄屑部と経理部との間の未達勘定を計画的に作爲いたしましたので、極めて巧妙に隠匿しておつたというわけでございます。通産省といたしましては取敢ず取りました善後措置を申し上げますと、鉄工品貿易公団としては、右事件に鑑み、且つ当省の勧告に基づきまして、次の処置を取りまして、目下被害金額を精査いたしましたと共に、債権の保全方について鋭意努力中でございます。一、三月下旬から各業務部におきます代金受領を廃止いたしましたので、公団本部の経理部に統合いたしましたので、各業務部門の職員によります代金受領を禁止いたしました。

その次は公団本部の経理部におきましても、原則として現金、小切手の受領を廃止いたしましたので、公団の銀行口座入金通知を以て相手方に代金受領書を発行することとしたので、現金及び小切手を持つて参りました場合につきましては、銀行行員の派遣を求めまして、これに交付するということをしていたしております。

その次に代金受領書の様式を改正し

たしまして、右以外によりまする領收書は無効の旨を関係商社に通知し、且つ公示いたしました。

その次に又関係商社、銀行等に対しまして債権、債務、特に代金領收資金額を照合中でございます。尙本年四月以降におきましては、従来までの業務の整理に専念せしむることとしたので、本年度以降の政府輸出入につきましては公団を関係せしめず、直接通産省においてその業務を掌理することとしたしております。

○鳥清君 監督官庁としての通産省当局は、この事件が検察庁等によつて、摘発されてから御報告をお聞きになりましたので、結果に基く御報告のようでございますが、どうも去年あたりからこの鉄工品公団等の浮貸事件というものは相当広く流布されておつたのでございまして、そこで私はその淵源を遡れば、相当これは去年乃至一昨年あたりから行われておつたと思ふので、そこで今計検査院と乃至は経済調査庁あたりで、この問題を取扱つたと思ふのですが、それに関連をいたしましたので、計検査院等から、何らのこの会計報告が通産省になかつたのかどうか、検査の結果でございますか、それから経済調査庁あたりから何か通産省局の方に御報告はなかつたのかどうか、この点をちよつとお聞きしたいと思います。

○政府委員(岡部邦生君) 計検査院からの批難報告はございません。経済調査庁からの報告につきましては、ございましたが、この事件についてはございませんでした。

○鳥清君 何かあつたとおつしやる、と、公団の運営について警告的な報告

ですか、どういふ報告ですか。

○政府委員(岡部邦生君) 警告的な報告です。

○鳥清君 ちよつとその報告を……

○政府委員(岡部邦生君) 今手許に持つておりませんが、例えば銀行の口座が多過ぎるとか……銀行の口座が百十三程ございまして、それが多過ぎるとか、そういう運営につきましての御注意でございます。

○鳥清君 それはいつ頃ですか。

○政府委員(岡部邦生君) 今年の三月頃です。

○鳥清君 ちよつと大臣にお聞きしたいのですが、現内閣はこの公団機構を廃止いたしましたので、自由主義経済の方に引戻すのだということをし、……つておられるのでございまして、現内閣を組織されてから一年半経過してあるわけでございますが、公団等の職員なども、どうせ現内閣の下に公団が廃止になるのだというふうな不安感を私は與えたと思ふのです。その不安感からして、ああいつたような、下級職員の方のいつたような大それた不正行為が行われ、原因を醸成したと思ふのでございまして、その点につきまして、大臣はこの責任を感じておられるのか、乃至又現内閣において公団を廃止すると公に言明されておられるが、そういうふうな不正事件が起らないというふうなことに、如何なる処置を講じられたか、というふうなことをちよつとお聞きしたい。

○國務大臣(高橋蔵太郎君) お話のよう

いう点についても同感であります。ですからそういう過渡的に止むを得ざる期間の間の公団の運営ということとは、無論十分に注意してこれをやつて行かなければならないということは、政府も考へておると思つております。將來いづれ廃止されるというふうな仕事でありまして、つい綱紀も規律も弛緩し易い、従つて特に今まではその綱紀の厳正について十分の注意をなしては、いけないということを考へて、今まで処置して参つたと考へております。

○委員長(高橋啓君) 外に大臣に対する御質問はありませんか。

○鳥清君 これは何か荒筋新聞の漫画入りの記事だつたと思ひますが、昨日のその記事の中に、公団の綱紀が、どうも僅かばかりの金、一億やそこらの僅かばかりの金を、職員が穴を明けたかという、そんな大騒ぎをする、とけなさい、というふうなことを言つておられますが、このことにつきまして、大臣は何か綱紀のこの言に對して、質して見られたかどうか、若し質して見られたとするならば、どういふことを処置されたか、若し又質して見られぬとするならば、大臣はそれを是認をされ、質されないのかどうか、その点を明確にして頂きたい。

○國務大臣(高橋蔵太郎君) 新聞に出たおつた記事そのものについては、私は質しておりません。併し昨日公団の總裁、副總裁には会ひまして、今度の事件について、十分の私としての成告を與へましたし、十分責任を以てやつて貰う、そして公団自体としてもこの事件の内容について、もつとはつきりした調査をして報告して貰いたい、

こういうことを言ひまして、嚴重な警告をいたしております。先程のお話のようにいづれ廃止される公団であるという意味から、公団の職員だけでなく、やはり總裁、副總裁以下幹部の方にも、つい綱紀が弛緩し易いものでありますから、そういうことの決してないようにならうなことは十分話をしていたしました。

○鳥清君 只今岡部局長からは何か検察庁が調べになりました結果に基きましての御報告のようでございますが、こういうふうな不正事件によりまして相當な額の、今まで御報告のあつた中にも赤字が出ておるわけでございますが、これは検察当局を離れまして、この経理の面から如何ようにその穴埋めをされようとしておられるのか、その見通しについてです。それから予算等との関連においても、ちよつと監督官庁としての立場から御意向を承りたいと思ふのです。

○政府委員(岡部邦生君) 現在判明

いたしております被害金額は先程申しましたように七千八百五十七万七千八百八十四円四十六銭でございますが、その中間収可能の金額が幾らあるからというところは目下鋭意調査中でございます。我々としては、少くするようには、公団といたしましては、浮貸先に対しまして、債権の保全措置を講ぜしむるようによつて、次第であります。併しもう少しいたしませんと、はつきりした見通しは申し上げられないのであります。

○鳥清君 この点については非常に重大な問題でございますが、現内閣になりましてから、新設特別会計におきまして

……

……

……

……

……

も相当の赤字を出しまして、これを予算に計上いたしまして、非常に紛議と議したことがあるのでございまして、が、私思ひますに、この事件の徹底的な追究によりまして、相当の赤字が出るのじやないかと、こう思ひます。又世間もそういう工合に思つてゐるに違ひないと思ひます。そこで当然にこれは現段階におきまして、相当な穴が明くという事は、誰でも信じてよろしいような段階に来ておられるが、こういったような問題につきまして、予算の面でこの赤字を補償して行く……こまかして行こうというお考えであるのか、それとも又如何様にしてこの処置を御請じにならうとおられるのか、それは勿論最後の調査を待たなければ、その最後のことは言えないとおしやるのか、そういうところの政治的な責任において、とお洩らしを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(高橋蔵三郎) 政府機関の損失につきましては、國家が責任を負わなければならぬという事は最後の問題だと思ひます。ただ併し現在はまだ公団の整理が、清算が進んでおらない状態でありまして、結局において、どれだけの赤字が出るか、黒字が出るか、未定の状態でありまして、この事件だけについて言へば、いづれ損失は生ずるものだらうと思ひますが、先程御説明申し上げましたように、できるだけの損失を少なくするためのあらゆる手段を現在講じておるような状況であります。假にこの事件で赤字が出るにいたしましても、責任が又どういふ方面にあるのか、それによりまして赤字も亦違つて来るという結果にもなるかも知れません。でありますから、現

在においてはまた甚だ不明の状態でありまして、予算的措置を考へる段階ではないと思ひます。

○島清 ども私は大臣に政治的な立場においてお聴きしたのでございまして、檢察庁的なお答で大変不満足でございまして、それはいづれ又時を要えましてお尋ねをしたいと思ひます。

○委員長(高橋蔵三郎) 外に通産大臣に對する御質疑はありませんか……御質疑がありませんでしたら、引き続き火災取締法案についての質疑に入ります。御発言願ひます。

○下條義兵衛 早速つき、第一條と第五條についてお尋ねしたのであります。大變懇切而も明確に、政務次官から御答弁願つたのであります。この第一條の組合運動に関する問題は、私はやはり法律に明記しなれば私の心配するような取扱上の何が起る場合もあると思ひますから、折角さつた明確にお答を願ひましたので、別な政令を出すか、或いは通牒を出すかという点、もう一遍過慮ですけれどもお答を願つて、速記録に一つ止めて置きたいと思ひますので、お願ひいたします。

○政府委員(宮澤清) 只今のお話につきましては先程申し上げましたように、運用の問題でないように通牒を出したいと思ひます。準備をいたしております。この法律を通産省化学局で事務的な立案をいたしております間に、適当な方法をよりまして、火災等連等の御意見等も承りまして、一応及ぶだけの注意をいたして参つたわけでありまして、この点につきましても相當御心配の点の懸念はなからうと一通りの確信を持っております。

尚足らざることを補う意味におきまして、通牒の処置は過ちなきようにいたしたいと思ひます。

○下條義兵衛 次に私お尋ねいたしましたのは、輸出の届出とか、輸入につきましても許可制を探ることにして、更に輸出入については特に公開する義務を規定することがいいと思ひますが、この点について伺ひたい。

○政府委員(宮澤清) 輸出に對しまする届出といふこと、輸入に對しまする許可制といふことが、同じ監督的な規定であります。許可と届出と大變趣が違ふ、かような観点からの御質問だらうと存じますが、輸出につきまして、現にかような物資は許可を要する、輸入についても同様であります。外國為替及び外國貿易に對する管理法の規定によりまして、十分これらのことが達成せられるという意味におきまして、輸出を届出という形に取扱つたわけでありまして、公表という問題の御趣旨がどこにありましか知りませんが、これはあらゆる機関において秘密を保持いたしまして、輸出されるものはそれらの機関において公表と同様の効力におきまして御談合を願ふこともできます。又周知せしめるといふこともできるわけでありまして、特にこの点について秘密主義を取らうといふことは考へてもおりませんし、本法の中にもさうな趣旨は、盛込まれておらないわけでありまして、御了承願ひたいと思ひます。

○下條義兵衛 第三十三條でございしますが、主任者の職務の誠意云々といふことがあつたわけですが、これは技術的な立法に抽象的なその用語は適當でないと思ひます。技術の

基準をはつきり決める必要があると思ふのです。何故かと申しますと、主任者の方において場合によると誠意といふような字句が惡用されるというやうな場合がないとも限らぬので、特にさういふことは必要じやないかと思ひます。であります、この点につきま

○政府委員(長村真一) お尋ねの三十二條には、作業主任者或いは取扱主任者につきまして、誠実に職務をやらなければならないという規定を置いておるわけでございますが、この作業主任者或いは取扱主任者が何をやるかとお申しますことは、前の法律の條文にありますように、それ、その作業の現場その他におきまして保安、危険の防止といふことでありまして、その防止の担ひどころをいたしましては、或いはこの各種の製造工程、製造方法、その他の技術上の基準を示し、又それそれ、の製造等において具体化したものといつたしまして、危害防止規程といふものを定めることにこの法律で何しておるわけでございます。この技術上の基準等は法律自身には非常に細かいことになりまして書きませんけれども、命令その他の方法によりまして明確にいたすことになつております。おのずから作業主任者、取扱主任者の操るべき技術上の基準は、かような方法で明かになつて来る建前になつております。それに準拠いたしまして、誠実にその職務を行うといふ一つの心掛けと申します。義務履行のための基本的な心掛けをここに現した。お話のような技術上の基準は別途私の今申しましたやうな意味で明かにされる筈になつております。

○下條義兵衛 これはいつ頃でしたか、最近の読売新聞の夕刊ですが、昨年の九月の板橋の火災所の爆発事件の後報として、会社から提供された見舞金を過つて、被害者の相互の間で紛糾を續けているという記事が出ておつたのであります。板橋の爆発事件の真相とその後の措置について、どういふふうにされてゐるか御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(長村真一) いわゆる板橋の爆発事件につきましては、事の起りましたのは昨年の九月の七日でございまして、板橋にございまして東京の共同火災庫、これは八社ばかりで共同に使用しております火災庫、この火災庫におきましてダイナマイトが約六トンばかり爆発しまして、あの災害を起したわけでありまして、爆発事件が起りましたから直ちに東京都にいたしましては、火災庫の使用を禁止した等の措置を採つておるわけでありまして、又この爆発の跡始末をいたしまして只今申上げましたように、この火災庫は八社の共同使用になつてゐるわけでありまして、火災庫の使用から見舞金といたしまして、附近の居民の方々に金額を提

供したわけでありまして、尙被害を受けられました方達が十分であるといつたしまして、只今八百万円ばかり更に追加して出して欲しいといふので、東京簡易裁判所に調停裁判を提訴して、こ

こでいふと調停にかかつておる。かような状態でございます。

○下條義兵衛 今度の火災類取締法案が従来の銃砲火災類取締法の全面的な改正であるといふことではあります。今回の改正でこのやうな点が十分今度の、先程お尋ねした災害のやうなもの

三

三

に対する何か十分留意してあるかと思
いますけれども、従来の取締法の施行
細則等と比べて、今度のこの改正
案でどういふ点がよくなっているか、
具体的に御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(長村貞一君) その点につ
きましては、第一に先程申しましたよ
うに、例えば板橋の火薬庫のごとき致
社で共同してこれを使つておる。こ
ういふことになつておると、勢いそ
の責任の置き所と申しますか、責任を
明確にすることに於いてやや欠けると
ころがあるのじやないかと思ひまし
て、新しい法律につきましては、原則
として共同使用といふことはやらせ
ないで、必ず單獨使用、はつきりした責
任態勢の下に單獨使用といふことを原
則といたすようにされておるわけであ
ります。

それから災害の防止につきまして
は、十分なものとより注意をいたすわ
けでございますが、万一爆発事故等が起
りました場合に、災害が附近に及ぶの
を防止する、いわゆる保安距離といふ
ものがござります。これは現行法にも
ございまして、火薬庫等のあります所
で、一定の距離、一般民家と火薬庫の
間等には一定の距離を必ず置かなけれ
ばならないことになつておりますが、
この保安距離、どのくらい距離を置
くかといふ点を更にこの際再検討し
たいと思つておるのであります。こ
の保安距離の置き方につきましては、
幾多技術的な見地から御意見もあるよ
うでございまして、この点につきまし
てはいろいろ爆発事件の実際の状
態、或いは家屋の構造その他を考へま
して、これを全面的に再検討いたしま
して、新しく、十分に災害の防止にな

りますような保安距離を考へたい、
かような努力をしております。又火薬
を貯蔵いたしますときも、その火薬等
を貯蔵するために、或いは技術上の基
準を設けなければならんと存するので
あります。この点も新法によりまして
貯蔵に關する技術上の管理を十分
に規定し、これの完全を確保する、こ
ういふ措置を採りたいと思つておりま
す。

○下條義兵君 只今の御説明でいろ
ろはつきりして参りましたのですが、
新たに火薬庫を新設するといふような
場合に、そういう新しい規定によつて
距離なども明確になつて心配なくなる
と思うのでありますが、火薬庫ができ
てからあとに段々そこが開けて参つ
たりして、距離が縮小されてしまふ。
板橋の場合なんといふものはそういう
ことからではないかと考へられるの
ですが、そういう点について何か考
へありませんか。

○政府委員(長村貞一君) 御指摘のよ
うに当初火薬庫を作りますときには、
その現存の民家或いはその他とは十分
な距離を取りまして作るわけござい
ます。その後その距離内に民家が建つ
といふような関係から次第に距離が縮
まつて来るといふようなことは現実に
あり得るわけでありまして、その場合
その距離に應じまして、例えばその火
薬庫におきます火薬の貯蔵量を減ら
して参るといふ措置を取るようなわけ
でございまして、従いまして極端な場合
には、その火薬庫には最早火薬を貯蔵
し得ないような状態になつて来る。即
ち火薬庫としてはもう使用を廃止しな
ければならん状態になつて来るという
場合もあり得るわけでございます。こ

れは一面から申しますと、その火薬
庫設置を要するものについて、可なり
の負担をかけるということも相成りま
すけれども、やはり一般の災害の防止
には止むを得ないでなければ、かように
考へるのであります。

○下條義兵君 提案趣旨の説明に、取
締監督機關の明確化を謳つておるので
ありますが、解釈の上の意味は、今回
の改正で全面的に拂拭されておるのか
どうか分らないと思ひますが、その
一番目に火薬庫の製造工場、或いは
火薬庫の取締は通産大臣又け都道府県
知事が直接これに當るべきであると思
へますのに、最近神奈川県では横浜市
に委託して、而も消防署等が當つてい
るような噂を聞いておるのであります
が、取締を市町村に委託して差支ない
のですか。又本法と消防法との關係は
どういふふうになつておりますか。

○政府委員(長村貞一君) 監督庁につ
きましては、通産大臣が中央官庁とし
て全体の監督をいたすことになりまし
るので、地方におきましては或いは県知
事が當ることになつております。法律
自身では通産大臣或いは都道府県知事
になつておりますが、これは事項毎に
例えて申しますならば、火薬の製造工
場は必ず通産大臣、又火薬庫は都道府
県知事、事柄によりまして、それによ
りこの事項は、大臣、この事項は知事と
いうように、明確にいたしたいと思つ
ておるわけでありまして、消防署にこ
の監督の権限を委譲するといふことは、
只今のところは考へておりません。も
とより消防法の關係で、特に火薬に關
します事故は、直ぐ災害を生ずる
といふような關係から、密接に消防當

局とは連絡しなければならんと思へ
ますので、災害の發生の危険のある場合
或いは災害の發生した場合に、こ
れは行政措置として、直ちに消防
署に連絡しまして、所要の措置を採る
といふことになつておるわけであり
ます。

○下條義兵君 もう一つお尋ねしたい
と思ひますが、同じく取締と言いま
しても譲渡するとか或いは譲受する
とか、運搬するとか、消費等の調整には
迅速的確に行われなければならんと思
ひますが、従来は知事の出
先機關といたしまして、地区的に便宜
なように警察署が利用されていたと思
ふのでありますが、今後警察署に代
つて知事の出張機關である地方事務
所以外に何か利用されるような、利用さ
れるか、若しくは市町村を利用するこ
とは差支ないかどうかといふことをお
尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(長村貞一君) お話のよう
に、従来は警察署を可なり活用してお
りましたが、新しい建前になりまし
て、警察署が各種の許可、認可等をや
ることは認められぬ時代になつてお
りますので、今般の改正はその意味
の警察署は省いたわけでありまして、併
し今後の事業を処理いたします際には
一々府県庁まで足を運ぶといふことも
甚だ不便でございまして、事柄によ
りましては、地方事務所でありまして
か、或いは市町村に或る程度の仕事を
委譲したいといふことも考へたいと思
つております。

○委員長(高橋啓吉君) 外に御質疑はあ
りませんか。
今行政委員会の方からこの法案に対
する意見書が参つておりますが、委員

長がこちらに来て発言をしたいとい
う希望が来ておるのですがまだ見え
ません。一応質疑をこの辺にして、
小型自動車競走法案の質疑に入りた
いと思ひます。御発言を願ひます。
ちよつと速記を止めて下さい。

(速記中止)

○委員長(高橋啓吉君) 速記を始め
下さい。

それでは先程お話しいたしました地
方行政委員会からの申し出がありま
したから、委員長から御発言を願ひ
ます。

○委員外議員(岡本愛祐君) 当委員会
におきまして御審議になつております
火薬の類の取締法案につきまして、地
方行政委員会からの修正意見を申し上げ
て、当委員会各位に御考慮を願ひたい
と存じます。

それは第三十九條の第二項、及び第
四十七條でございまして、この火薬類
の取締につきまして、この火薬類取締
法が出来ることになりまして、火薬類に
對する取締はブランク、盲点がござ
ります。それではこれはいづれ
消防法といふようなものがございま
す。その中に火薬類取締について
ないかと考へております。ところが第
三十九條の第二項「前項の事業を
行はしむる」といふのも、もう爆発し
る状態を發見したときには「直ちに
その旨を都道府県知事、警察官又は
警察吏員に届け出なければならぬ」と
いふふうになつておるのであります
が、自治体の警察がございまして警察
と消防とが分離してしまつたのであ
ります。それで元は消防機關といふ
ものには警察の指揮下にあつたので
ありますが、今

陳情者 三重県四日市市四日市商
工会議所会頭 九鬼紋十
郎外二十名
この陳情の趣旨は、第三三八号と同じ
である。

付託は三月二十五日)

昭和二十五年五月九日印刷

昭和二十五年五月十日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所